

身につけよう 交通ルールと ヘルメット ～自転車を安全に利用しよう～



中村警察署
052-452-0110

自転車は身近で手軽な交通手段です。

しかし、一部の自転車利用者の**交通ルール**を無視した行動や、**マナー**の悪さに対する批判の声が後を絶ちません。

自転車は「**車両**」です。自動車と同じように**法律**で定められた交通ルールを守る義務があり、ルールを守らなかった場合には**罰則**を科せられることもあります。

また、自転車は相手にけがをさせる**凶器**となります。万一相手にけがをさせてしまった場合には、**刑事責任**を負ったり、**損害賠償**を求められたりする可能性もあります。

自転車の交通ルールを正しく守り、安全に乗りましょう。

★自転車の主な違反の罰則★

2万円以下の罰金・科料

3ヶ月以下の懲役・5万円以下の罰金



5万円以下の罰金



自転車安全利用五則

(令和4年11月1日改正)

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



米野交番です。
道に迷った、物を失くした等、
お気軽にお立ち寄りください。



インストールしてね!!

愛知県警察公式アプリ

アイチポリス



iOS端末 (iPhone等)



Android端末